

国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程の一部改正

| 現行 | 改正案 | 改正理由 |
|---|---|------|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 予算(第2条・第3条)</p> <p>第3章 収入及び支出(第4条―第23条)</p> <p>第4章 証拠書類(第24条―第26条)</p> <p>第5章 報告及び決算(第27条・第28条)</p> <p>第6章 雑則(第29条・第30条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 収入及び支出</p> <p> (請求及び領収)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 出納員が現金を収納したときは、会計事務取扱規程第8条第1号に定める仕訳伝票を作成のうえ、領収書の控えを添付して、直ちに収納した現金をその所属する出納役又は分任出納役に払い込まなければならない。ただし、<u>科学博物館の日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は5月31日の開館に係る分については、これらの日の直後に当該出納員及び所属する分任出納役が勤務を要する日に払い込むものとする。</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 予算(第2条・第3条)</p> <p>第3章 収入及び支出(第4条―第23条)</p> <p>第4章 証拠書類(第24条―第26条)</p> <p>第5章 報告及び決算(第27条・第28条)</p> <p>第6章 雑則(第29条・第30条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 収入及び支出</p> <p> (請求及び領収)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 出納員が現金を収納したときは、会計事務取扱規程第8条第1号に定める仕訳伝票を作成のうえ、領収書の控えを添付して、直ちに収納した現金をその所属する出納役又は分任出納役に払い込まなければならない。ただし、<u>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第6条に規定する休日</u>に収納した現金については、これらの日の直後にその所属する出納役又は分任出納役が勤務を要する日に払い込むものとする。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(前払い) 第 17 条 会計規則第 26 条に定める別に定める経費は、以下のとおりとする。 (1)～(12) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>(13)</u> (略) 2 (略)</p> | <p>(前払い) 第 17 条 会計規則第 26 条に定める別に定める経費は、以下のとおりとする。 (1)～(12) (略) <u>(13) ソフトウェアの使用許諾権に係る経費</u> <u>(14) コンピュータシステム等のサポートに係る経費</u> <u>(15) 駅構内に設置する本学の広告用看板の設置等に係る経費</u> <u>(16) テレビの共同受信施設に係る経費</u> <u>(17)</u> (略) 2 (略)</p> | |
|--|--|--|

附 則 (規程第 61 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程第 17 条第 1 項第 13 号の「学長が特に必要と認める経費」の指定について(平成 19 年 2 月 22 日学長決定)は、廃止する。